

株式会社 I H I 行動計画（第 4 期）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間

2. 内容

目標 1 計画期間内に、育児休業および育児目的の休暇制度の取得・利用状況を、次のとおりとする。

男性社員：計画期間内に育児休業取得者は 3 人以上、育児目的の休暇制度を利用した者の割合は 30%以上とすること。

女性社員：育児休業の取得率を 90%以上とすること。

<対策>

- ・平成 27 年 4 月以降 イン트라ネット等を利用し、育児に関して従業員が利用できる制度を、引き続き周知していく。
- ・平成 27 年 4 月以降 男性従業員の育児への参加を促進するため、男性社員の意識改革を目的とした教育を実施していく。

目標 2 育児を行なう女性社員の継続就業のため、育児休業取得者への支援を実施していく。

それにより、子を出産した女性社員のうち、子の 1 歳誕生日まで継続して在籍（育休中を含む）している者の割合を 90%以上とすること。

<対策>

- ・平成 27 年 4 月以降 担当部門において（必要に応じて労使で）、具体的な施策・展開について引き続き検討していく。

目標 3 年次有給休暇の低取得者（10 日未満）を削減するための施策を、引き続き全事業所で展開する。

<対策>

- ・平成 27 年 4 月以降 担当部門において（必要に応じて労使で）、具体的な施策・展開について引き続き検討していく。
- ・平成 27 年 4 月以降 年次有給休暇取得に関する数値目標を定め、確実に達成できるよう実施していく。

目標 4 週 1 回の定時退場日の徹底を図るための施策を、全事業所で引き続き展開する。また、労働時間を削減するための施策を全事業所で展開する。

<対策>

- ・平成 27 年 4 月以降 人事部が主導し、引き続き定時退場日の意識浸透を図っていく。
- ・平成 27 年 4 月以降 労働時間削減に関する数値目標を定め、確実に達成できるよう実施していく。

以 上